

事務連絡
令和6年7月30日

柔道整復施術所 御中

山梨県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」
等一覧表の送付について

国民健康保険事業の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年8月1日からの標記一覧表を作成いたしましたので、国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証等の確認にご活用いただき、過誤の防止にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、標記一覧表につきましては、本会ホームページにも掲載しておりますのでご活用ください。

記

山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ（<https://www.ymnkokuho.or.jp>）

「医療機関・薬局の皆様へ」－「被保険者証 記号番号一覧 全国法定外給付」

山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」等一覧表

この一覧表は、レセプトの資格確認を行うための「被保険者マスタ」の設定状況を示す一覧表であり、実際の被保険者証のレイアウトと異なる場合もございます。

＜国民健康保険＞ ※番号欄の○は最大桁数を示しております。

(令和6年8月1日～)

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	
十 市	甲府市	19.001.7	R7.7.31	うぐいす色		南 巨 摩 郡	早川町	19.072.8	R7.7.31	薄橙色	60000000	
	富士吉田市	19.002.5	R7.7.31	緑色	403-000000		身延町	19.073.6	R7.7.31	薄橙色	60000000	
	都留市	19.004.1	R7.7.31	薄橙色	402-0000000		南都町	19.074.4	R7.7.31	薄橙色	60000000	
	山梨市	19.005.8	R7.7.31	薄橙色	0000-0000		富士川町	19.110.6	R7.7.31	薄橙色	60000-000	
	大月市	19.006.6	R7.7.31	薄橙色	401-0000000		南 都 留 郡	昭和町	19.079.3	R7.7.31	薄橙色	000000
	韮崎市	19.007.4	R7.7.31	薄橙色	0000000000			道志村	19.097.5	R7.7.31	薄橙色	975-00000
	三 市	南アルプス市	19.008.2	R7.7.31	薄橙色		00000000	西桂町	19.098.3	R7.7.31	薄橙色	20-0000000
		北杜市	19.009.0	R7.7.31	薄橙色		ホクト-0000000	忍野村	19.099.1	R7.7.31	薄橙色	59-0000000
		甲斐市	19.010.8	R7.7.31	薄橙色		カイ-00000000	山中湖村	19.100.7	R7.7.31	薄橙色	20-00000000
		笛吹市	19.011.6	R7.7.31	薄橙色		20-00000000	鳴沢村	19.104.9	R7.7.31	薄橙色	20-00000000
上野原市		19.012.4	R7.7.31	薄橙色	00000000	富士河口湖町	19.108.0	R7.7.31	薄橙色	00000000		
甲州市		19.013.2	R7.7.31	水色	000-00000	北 都 留 郡	小菅村	19.106.4	R7.7.31	薄橙色	1064-000000	
中央市		19.014.0	R7.7.31	薄橙色	014-00000000		丹波山村	19.107.2	R7.7.31	薄橙色	1072-000000	
代 西 郷 八 市		市川三郷町	19.109.8	R7.7.31	薄橙色	60000-000	県医師国保組合	19.367.2	R7.12.2	黄色	20-000-000-0000	

＜後期高齢者医療＞

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	被保険者番号
山梨県後期高齢者医療広域連合	39190000	R7.7.31	薄さくら色	00000000

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

【レセプト請求時等における留意事項】

■被保険者記号・番号について、券面が「記号」「番号」と表記されている保険者と「記号・番号」と表記されている保険者がありますが、電子レセプトの請求は、上記一覧表のとおり「被保険者記号」をNULL(なし)とし、「被保険者番号」に全て記録していただきますようお願いいたします。

※ハイフンの形式は、全角マイナス(ー)をお願いいたします。なお、電子レセプトデータにおける被保険者番号は、全角若しくは半角での記録が認められていますが、半角で記録する場合、ハイフンの形式は半角マイナス(-)をお願いいたします。

■山梨県内保険者の国保被保険者証に「枝番(2桁)」が付与されています。「枝番」が記録された被保険者証によって患者が受診した場合、電子レセプトへの記録をお願いいたします。(詳細については、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」をご確認願います。)

- 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。
- 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。
- 後期高齢者医療については、広域内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、この場合は、それぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。
- 法定外給付については、被保険者証等で確認のうえ、法定給付とは別に請求書を作成し、分けて提出してください。
※国民健康保険中央会ホームページ「制度関係資料等-法定外現物給付一覧」(<https://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。
- 県外保険者(全国済済制度)分も併せて本会に請求してください。
- 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を毎年3月11日～4月8日(土日祝日を除く)とさせていただきますのでご注意ください。
- 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。
- 診療報酬請求書等の受付〆切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。
(郵送で提出の場合は、10日必着をお願いいたします。)
- オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

山梨県国民健康保険団体連合会

〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階
 電話 055(223) 2112 (介護・保険者支援課)【過剰及び重度心身障害者医療費助成に係ること】
 055(223) 2114 (審査課)【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】
 055(223) 2114 (審査課)【保険医療機関等の登録に係ること】
 FAX 055(233) 1204
 山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <https://www.ymnkokuho.or.jp>